令和８年度

監 査 報 告 書 Ⅱ

(財政的援助団体等監査)

飯 田 市 監 査 委 員

８飯監第351号
令和８年11月10日

飯田市長　佐藤　健　様
飯田市議会議長　竹村　圭史　様

飯田市監査委員　戸﨑　博
飯田市監査委員　島田　勝介
飯田市監査委員　清水　勇

監査結果の報告について

地方自治法第199条第７項の規定により実施した財政的援助団体等監査の結果を、同条第９項の規定及び飯田市監査基準に準拠し報告します。

なお、同条第14項の規定により、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

第１　監査の種類

地方自治法第 199 条第７項の規定により、次のいずれかに該当する団体（以下「財政的援助団体等」という。）に対して行う監査

１　飯田市が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）を与えている団体（以下「財政的援助団体」という。）

２　地方自治法第 244 条の２第３項の規定により公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理団体」という。）

第２　監査の対象及び期日

１　予備監査（伝票、備品等現地検査）

監査期日	監査対象	実施場所
９月８日	株式会社実りや 飯田市地域資源総合管理施設天龍峡活性化センター（あざれあ）	現地
	特定非営利活動法人おしゃべりサラダ 座光寺つどいの広場	現地

２　面接監査

監査期日	監査実施部署等	実施場所
９月25日	産業経済部農業課　株式会社実りや こども未来健康部こども課　特定非営利活動法人おしゃべりサラダ	監査室

第３　監査の着眼点

以下の事項を着眼点として監査を実施した。

１　基本方針

財政的援助団体等について、出納その他の事務が目的どおり、法令に従い、適正かつ効率的に執行されているかを検証するとともに、必要な指導に心がけ、もって市行政の合規性、経済性、効率性及び有効性の保障を期するものとする。

２　予備監査の視点

(1) 定款、規約その他事業の概要を記した書類、組織図等の確認
(2) 事業計画書、予算書等の確認
(3) 決算書、財務諸表等及び監事の監査報告書の確認
(4) 会計帳票、財産台帳及び預金通帳の確認
(5) 収入及び支払証拠書類の確認
(6) 会計、庶務等に関する諸規程の確認
(7) 市税納付の状況の確認
(8) 飯田市監査委員が必要と認めた書類及び備品の確認

３　財政的援助団体への監査

(1) 所管部署

ア　補助金等の決定は法令に適合しているか。
イ　補助金等の交付目的及び補助対象事業は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
ウ　補助金等の額の算定、交付方法、時期及び手続は適正か。
エ　補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書によりなされているか。

オ　補助金等の交付目的、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要はないか。

(2) 財政的援助団体

ア　事業計画書、予算書及び決算書と所管部署へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。

イ　補助金等交付申請書の提出並びに補助金等の請求及び受領は適時に行われているか。

ウ　事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分な効果が上げられているか。また、対象事業以外に補助金等が流用されていないか。

エ　出納関係帳票の整備及び記帳は適正か。また、領収書その他の証拠書類の整備及び保存は適切か。

オ　補助金等に係る収支の会計経理は適正か。また、会計処理上の責任体制は確立されているか。

4　指定管理団体への監査

(1) 所管部署

ア　指定管理団体に対して、条例、協定書等に沿った管理を行わせているか。

(ｱ) 管理する施設及び業務の内容は明確か。

(ｲ) 指定管理団体との間の経費の負担区分は明確か。

イ　指定管理団体に対する指導監督は適切に行われているか。

(2) 指定管理団体

ア　施設は関係法令の規定に基づいて適切に管理されているか。

イ　協定に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ウ　利用促進のための努力はなされているか。

エ　定款、規約、経理規程その他の諸規程は整備されているか。

オ　設立目的に沿った事業運営が行われているか。

カ　決算諸表は作成されているか。また、事業成績及び財政状態は適正に決算諸表に表示されているか。

キ　経営成績及び財政状態は良好か。

ク　収益率及び財務比率は良好か。また、人件費の内容及び金額は事業規模に比し適切か。

ケ　関係帳票の整備及び記帳は適正か。また、領収書その他の証拠書類の整備及び保存は適切か。

コ　収支の会計経理、財産管理（固定資産、有価証券、動産等）及び資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。

サ　会計処理上の責任体制は確立されているか。

シ　役員及び組織は機能しているか。また、監事監査の実施状況は適切か。

ス　金庫管理、現金及び公印の管理についての内部統制組織は機能しているか。

第４　監査の主な実施内容

地方自治法第 199 条第７項に規定する「財政的援助を与えているものの出納その他の事務」の執行が、経済性、効率性、有効性及び法令遵守等に沿って適正に行われているかという観点から、財政的援助団体等の現金の取扱及び物品等の管理状況について予備監査を実施した上で、あらかじめ指定して提出を求めた関係資料に基づき、所管の長、関係職員及び財政的援助団体等から説明を聴取する面接監査を実施した。

第５　監査の期間

令和８年８月３日から令和８年 11 月 10 日まで

第６　監査の結果

Ⅰ　株式会社実りや
（指定管理団体監査）

１　監査の対象

名称　株式会社実りや
代表者　代表取締役　佐藤　文紀
所在地　飯田市下久堅柿野沢 1500
上記団体の所管部署　産業経済部農業課

２　監査の範囲

飯田市地域資源総合管理施設天龍峡活性化センター（あざれあ）の指定管理団体として、令和５年４月１日から令和８年６月末における団体の事業全般に係る出納その他の事務の執行状況を監査の範囲とした。

３　監査の結果

株式会社実りやによる飯田市地域資源総合管理施設天龍峡活性化センター（あざれあ）の管理及び運営は指定管理の趣旨に沿って実施されており、出納その他の事務の執行についても概ね適正に行われていることを認めたが、一部に是正又は改善及び改善の検討を求める事項が認められた。今後の事業運営にあたり次の点を留意されたい。

監査結果の区分	
【指摘事項】	財務等に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの
【指導事項】	是正又は改善を求める事項のうち、軽微なもの
【検討要望事項】	制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して統一的な指導を求めるもの

【指摘事項】

なし

【指導事項】

⑴ 基本協定書第５条第３項において「前項の事業計画書に基づく業務の履行にあたり、設置者と指定管理者は、協議の上、施設の目的、機能等に応じた目標を定めるものとする。この場合において、目標は、年度協定書に別途定めるものとする。また、指定管理者は、目標の達成度を自己評価し、施設の管理運営の改善に反映できるよう管理するものとする。」と規定しているが、目標の設定がされていないことを認めた。設置者及び指定管理者は基本協定書を遵守し、協議の上、年度協定書に施設の目的、機能等に応じた目標を定め、目標の達成度を自己評価し、施設の管理運営の改善に反映させるよう努めること。

【農業課　株式会社実りや】

⑵ 基本協定書第８条第３項において「指定管理者は、設置者との協議を経て、利用料金の減免について定めるものとする。」、また、同条第４項において「利用料金を定めたとき及び減免の規定を設けたときは、直ちにこれを公表するとともに、施設内において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。」と規定しているが、利用料金の減免についての明確な定めがないことを認めた。設置者及び指定管理者は基本協定書を遵守し、協議の上、利用料金の減免について定め、直ちにこれを公表するとともに、施設内において利用者の見やす

い場所に掲示すること。

【農業課　株式会社実りや】

(3) 基本協定書第 12 条第２項において「指定管理者は、業務の一部を第三者に委託又は委任することができる。ただし、指定管理者は、事前に書面により設置者の承諾を得た第三者に再委託させなければならない。」と規定しているが、消防設備点検、レジシステム保守点検等の委託業務について、事前に書面により設置者の承諾を得ていないことを認めた。指定管理者は基本協定書を遵守し、第三者に委託する業務について、事前に書面により設置者の承諾を得ること。

【株式会社実りや】

(4) 基本協定書第 24 条第１項において「指定管理者は、次の各号の事案に迅速に対応するため、事前に設置者と協議により危機事案に対応するための体制と計画を確立し、事案が発生した際の対処及び連絡態勢を構築しなければならない。（1）自然災害（地震、風水害等）（2）事故（火災、人身事故等）又は事件（盗難、器物破損等）（3）（略）（4）（略）」と規定しているが、危機事案に対応するための体制、計画、事案が発生した際の対処等を定めたものがないことを認めた。設置者及び指定管理者は基本協定書を遵守し、協議の上、緊急時対応マニュアル及び緊急時報告様式を作成すること。また、指定管理者は、防災訓練を実施した際は、実施内容を記録し保存されたい。

【農業課　株式会社実りや】

【検討要望事項】

(1) 基本協定書に基づき、施設運営に反映させるため、生産者に対しアンケート調査を実施していることを認めた。年々増加している生産者以外の来場者に対してもアンケート調査を実施し、利用満足度の把握に努められたい。

【株式会社実りや】

(2) 令和８年１月に指定管理者から、施設改修を行うための飯田市地域資源総合管理施設原形変更申請書が提出され、設置者が原形変更を承認したことを認めた。指定管理者が変更となった際の施設の原形回復の実施主体について、設置者と指定管理者において綿密に協議されたい。また、変更承認書と指定管理業務仕様書の原形回復に係る表記が整合するよう整理されたい。

【農業課　株式会社実りや】

4　監査結果に基づき講じた措置の報告（地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づくもの）
（注）次年度の定期監査(後期)時に措置後の成果及び状況の回答を求める。

(1) 指導事項

指導事項	措置状況
ア　基本協定書第５条第３項において「前項の事業計画書に基づく業務の履行にあたり、設置者と指定管理者は、協議の上、施設の目的、機能等に応じた目標を定めるものとする。この場合において、目標は、年度協定書に別途定めるものとする。また、指定管理者は、目標の達成度を自己評価し、施設の管理運営の改善に反映できるよう管理するものとする。」と規定しているが、目標の設定がされていないことを認めた。設置者及び指定管理者は基本協定書を遵守し、協議の上、年度協定書に施設の目的、機能等に応じた目標を定め、目標の達成度を自己評価し、施設の管理運営の改善に反映させるよう努めること。	ア　今後は基本協定書を遵守し、設置者と指定管理者で協議し、次年度以降の年度協定書において、施設の目的や機能に応じた具体的な目標を定めます。また、設置者から指定管理者に対して定期的に目標達成度の自己評価を求め、その結果を施設の管理運営の改善に適切に反映させる仕組みを構築します。 【農業課　株式会社実りや】
イ　基本協定書第８条第３項において「指定管理者は、設置者との協議を経て、利用料金の減免について定めるものとする。」、また、同条第４項において「利用料金を定めたとき及び減免の規定を設けたときは、直ちにこれを公表するとともに、施設内において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。」と規定しているが、利用料金の減免についての明確な定めがないことを認めた。設置者及び指定管理者は基本協定書を遵守し、協議の上、利用料金の減免について定め、直ちにこれを公表するとともに、施設内において利用者の見やすい場所に掲示すること。	イ　利用料金の減免に関する明確な規定を早急に整備します。規定を定めた後は、直ちに市のホームページ等で公表するとともに、施設内の利用者の見やすい場所に掲示します。 【農業課　株式会社実りや】
ウ　基本協定書第 12 条第２項において「指定管理者は、業務の一部を第三者に委託又は委任することができる。ただし、指定管理者は、事前に書面により設置者の承諾を得た第三者に再委託させなければならない。」と規定しているが、消防設備点検、レジシステム保守点検等の委託業務について、事前に書面により設置者の承諾を得ていないことを認めた。指定管理者は基本協定書を遵守し、第三者に委託する業務について、事前に書面により設置者の承諾を得ること。	ウ　消防設備点検、レジシステム保守点検など、業務の一部を第三者に委託している業務について、今後実施する委託業務から基本協定書に基づき、事前に書面により設置者の承諾を得るようにします。 【株式会社実りや】

エ　基本協定書第 24 条第１項において「指定管理者は、次の各号の事案に迅速に対応するため、事前に設置者と協議により危機事案に対応するための体制と計画を確立し、事案が発生した際の対処及び連絡態勢を構築しなければならない。(1) 自然災害（地震、風水害等）(2) 事故（火災、人身事故等）又は事件（盗難、器物破損等）(3) （略）(4) （略）」と規定しているが、危機事案に対応するための体制、計画、事案が発生した際の対処等を定めたものがないことを認めた。設置者及び指定管理者は基本協定書を遵守し、協議の上、緊急時対応マニュアル及び緊急時報告様式を作成すること。また、指定管理者は、防災訓練を実施した際は、実施内容を記録し保存されたい。	エ　設置者と指定管理者で協議し、自然災害や事故等の危機事案に対応するための「緊急時対応マニュアル」および「緊急時報告様式」を速やかに作成します。また、指定管理者は、定期的に防災訓練を実施し、その際には実施内容の記録および保存を徹底します。 【農業課　株式会社実りや】

(2) 検討要望事項

検討要望事項	措置状況
ア　基本協定書に基づき、施設運営に反映させるため、生産者に対しアンケート調査を実施していることを認めた。年々増加している生産者以外の来場者に対してもアンケート調査を実施し、利用満足度の把握に努められたい。	ア　一般来場者の利用満足度を把握するため、生産者だけでなく、来場者を対象としたアンケート調査を実施します。収集したご意見を分析し、より良い施設運営に反映できるよう努めます。 【株式会社実りや】
イ　令和８年１月に指定管理者から、施設改修を行うための飯田市地域資源総合管理施設原形変更申請書が提出され、設置者が原形変更を承認したことを認めた。指定管理者が変更となった際の施設の原形回復の実施主体について、設置者と指定管理者において綿密に協議されたい。また、変更承認書と指定管理業務仕様書の原形回復に係る表記が整合するよう整理されたい。	イ　令和８年１月に承認した施設改修に伴う原形変更について、将来的に指定管理者が変更となる場合の原形回復の実施主体や費用負担のあり方について、設置者と指定管理者で綿密な協議を行います。また、原形変更承認書と指定管理業務仕様書において、原形回復に係る表記の整合性が図られるよう、協議の結果を踏まえて内容を整理します。 【農業課　株式会社実りや】

５　監査対象団体の概要

(1) 設立

ア　設立年月日　令和元年９月 20 日

イ　設立の目的

(ｱ) 果樹園の経営、生産物の加工販売

(ｲ) 農産物直売所の経営

(ｳ) 菓子製造業

(ｴ) 前号に附帯関連する一切の事業

(2) 組織の概要（令和８年６月現在）

役員　代表取締役１人

従業員　社員２人　パート・アルバイト３人

(3) 指定管理

ア　株式会社実りやは、飯田市地域資源総合管理施設条例第４条の規定により飯田市地域資源総合管理施設天龍峡活性化センターの指定管理団体として、飯田市地域資源総合管理施設の管理運営に関する基本協定書及び飯田市地域資源総合管理施設天龍峡活性化センター指定管理者業務仕様書に基づいて管理運営を行っている。現在の協定期間は令和８年４月１日から令和11年３月31日までの３年間である。

イ　指定管理料の状況

飯田市からの指定管理料は次のとおりである。　（単位　円）

令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
500,000	500,000	500,000	0

(4) 決算状況

ア　損益計算書の対比　（単位　円）

科目	令和５年度	令和６年度	令和７年度
［売上高］	21,247,549	26,131,480	21,377,155
農産物売上高	19,923,190	8,470,896	3,937,124
農産物加工品売上高	0	9,687,278	7,270,173
店舗商品売上高	623,723	4,017,231	5,066,971
店舗受託手数料収入	700,636	3,956,075	5,102,887
［売上原価］	12,146,013	17,675,165	12,199,847
期首棚卸高	0	5,995	88,907
商品仕入高	168,486	2,319,128	2,678,943
当期製品製造原価	11,983,522	15,438,949	9,500,875
期末棚卸高	5,995	88,907	68,878
（売上総利益）	9,101,536	8,456,315	9,177,308
［販売費及び一般管理費］	9,895,696	17,617,716	15,982,125
（営業利益）	△794,160	△9,161,401	△6,804,817
［営業外収益］	1,013,814	4,189,935	1,381,066
受取利息	1	8	1,966
受取配当金	500	500	653
雑収入	1,013,313	4,189,427	1,378,447
［営業外費用］	125,886	327,040	349,752
支払利息	125,886	261,100	344,912
雑損失	0	65,940	4,840
（経常利益）	93,768	△5,298,506	△5,773,503
（税引前当期純利益）	93,768	△5,298,506	△5,773,503
（法人税、住民税及び事業税）	71,102	71,102	71,431
（当期純利益）	22,666	△5,369,608	△5,844,934

イ　貸借対照表の対比

(ｱ) 資産の部　　（単位　円）

科目	令和５年度	令和６年度	令和７年度
［流動資産］	5,664,367	8,906,486	4,348,162
現金及び預金	1,243,765	5,746,801	1,407,419
売掛金	0	139,381	432,847
商品	5,995	88,907	10,808
製品	0	0	58,070
半製品・仕掛品	3,905,714	2,827,843	2,122,604
立替金	0	26,081	26,576
未収入金	508,893	77,473	289,838
［固定資産］	11,019,865	14,562,918	12,648,717
有形固定資産	8,601,766	12,645,218	11,266,757
建物付属設備	182,134	168,734	155,334
構築物	2,300,555	2,095,869	1,891,183
機械装置	2,148,726	5,314,187	4,279,803
車両運搬具	253,337	93,337	4
工具・器具	2,296,508	2,905,114	2,325,379
一括償却資産	265,683	84,041	100,467
育成仮勘定	1,154,823	1,983,936	2,514,587
無形固定資産	2,378,099	1,842,359	1,306,619
ソフトウェア	2,378,099	1,842,359	1,306,619
投資その他の資産	40,000	75,341	75,341
出資金	40,000	40,000	40,000
保険積立金	0	35,341	35,341
（資産の部合計）	16,684,232	23,469,404	16,996,879

(ｲ) 負債及び純資産の部　　（単位　円）

科目	令和５年度	令和６年度	令和７年度
【負債】			
［流動負債］	8,958,297	12,567,200	9,757,420
買掛金	350,558	504,506	430,167
短期借入金	6,811,203	9,815,749	6,526,850
未払金	1,697,236	2,098,900	2,717,123
預り金	28,300	77,045	12,280
未払法人税等	71,000	71,000	71,000
［固定負債］	7,457,329	16,003,206	18,185,395
長期借入金	5,116,294	13,051,632	13,386,740
役員借入金	2,341,035	2,951,574	4,798,655
（負債の部合計）	16,415,626	28,570,406	27,942,815
【純資産】			
［株主資本］	268,606	△5,101,002	△10,945,936
［資本金］	1,000,000	1,000,000	1,000,000
［利益剰余金］	△731,394	△6,101,002	△11,945,936
その他利益剰余金	△731,394	△6,101,002	△11,945,936

繰越利益剰余金	△731,394	△6,101,002	△11,945,936
うち当期純利益	22,666	△5,369,608	△5,844,934
（純資産の部合計）	268,606	△5,101,002	△10,945,936
（負債及び純資産の部の合計）	16,684,232	23,469,404	16,996,879

(5) 施設の概要

ア　名称　飯田市地域資源総合管理施設天龍峡活性化センター（あざれあ）

イ　所在地　飯田市龍江 7087 番地

ウ　構造　鉄骨造平屋建て　延べ床面積　519.22 ㎡　敷地面積　1,768.1 ㎡
特産品直売所（135.88 ㎡）、旬の味体験スペース（115.02 ㎡）、厨房（44.35 ㎡）、加工室（34.02 ㎡）、研修室（48.60 ㎡）、都市交流推進室（34.02 ㎡）及び事務室（12.15 ㎡）

エ　開館時間　午前８時 30 分から午後 10 時まで

オ　休館日　12 月 29 日から翌年の１月３日まで

カ　施設の利用状況

年度	利用者数（人）	利用料金収入（円）
令和５	19,509	212,531
令和６	32,457	188,611
令和７	26,633	167,769

Ⅱ　特定非営利活動法人おしゃべりサラダ
（財政的援助団体兼指定管理団体監査）

1　監査の対象

名称　特定非営利活動法人おしゃべりサラダ
代表者　代表理事　松村由美子
所在地　飯田市追手町２丁目 630 番地８
上記団体の所管部署　こども未来健康部こども課

2　監査の範囲

座光寺つどいの広場の指定管理団体として、令和５年４月１日から令和８年６月末における団体の事業全般に係る出納その他の事務の執行状況を監査の範囲とした。

3　監査の結果

特定非営利活動法人おしゃべりサラダによる座光寺つどいの広場の管理及び運営は、補助金及び指定管理の趣旨に沿って実施されており、出納その他の事務の執行についても概ね適正に行われていることを認めたが、一部に是正又は改善及び改善の検討を求める事項が認められた。今後の事業運営にあたり次の点を留意されたい。

監査結果の区分	
【指摘事項】	財務等に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの
【指導事項】	是正又は改善を求める事項のうち、軽微なもの
【検討要望事項】	制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して統一的な指導を求めるもの

【指摘事項】

なし

【指導事項】

⑴ 基本協定書第５条第３項において「前項の事業計画書に基づく業務の履行にあたり、設置者と指定管理者は、協議の上、施設の目的、機能等に応じた目標を定めるものとする。この場合において、目標は、年度協定書に別途定めるものとする。また、指定管理者は、目標の達成度を自己評価し、施設の管理運営の改善に反映できるよう管理するものとする。」と規定しているが、年度協定書の作成及び目標の設定がされていないことを認めた。設置者及び指定管理者は基本協定書を遵守し、協議の上、年度協定書を作成するとともに施設の目的、機能等に応じた目標を設定すること。また、指定管理者は、目標の達成度を自己評価し、施設の管理運営の改善に反映させるよう努めること。

【こども課　特定非営利活動法人おしゃべりサラダ】

⑵ 基本協定書第８条第３項において「指定管理者は、設置者との協議を経て、利用料金の減免について定めるものとする。」と規定している。また、飯田市地域子育て支援拠点施設条例第 14 条第１項において「指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める率を利用料金の額に乗じて得た額を減免することができる。」と規定しているが、同項第３号で規定する公益上特別の理由があると認める場合の減免する率が定められていないことを認めた。設置者及び指定管理者は、基本協定書及び条例を遵守し、協議の上、公益上特別の理由があると認める場合の減免する率を定め、直ちにこれを公表するとともに、

施設内において利用者の見やすい場所に掲示すること。

【こども課　特定非営利活動法人おしゃべりサラダ】

(3) 基本協定書第 12 条第２項において「指定管理者は、業務の一部を第三者に委託又は委任することができる。ただし、指定管理者は、事前に書面により設置者の承諾を得た第三者に再委託させなければならない。」と規定しているが、浄化槽の点検、消防設備の点検等の委託業務について、事前に書面により設置者の承諾を得ていないことを認めた。指定管理者は基本協定書を遵守し、第三者に委託する業務について、事前に書面により設置者の承諾を得ること。

【特定非営利活動法人おしゃべりサラダ】

【検討要望事項】

(1) 基本協定書に基づき、地震、火災、不審者対応についての緊急時対応マニュアルが作成されていることを認めたが、熊の目撃情報が度々報告されていることを鑑みて、熊、猿等有害鳥獣の出没時対応マニュアルの作成を検討されたい。

【特定非営利活動法人おしゃべりサラダ】

(2) 座光寺つどいの広場は、地域子育て支援拠点として、子育て親子の交流、子育てアドバイザーによる子育てに関する相談、情報の提供、助言等が行われている。また、夏の熱中症対策として室内で安全に遊べるという利点もある。座光寺つどいの広場の活動内容、利点を分かりやすく広く周知するとともに、引き続き、様々な手法で情報発信し、利用者の増加につなげられたい。

【特定非営利活動法人おしゃべりサラダ】

4　監査結果に基づき講じた措置の報告（地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づくもの）

(注) 次年度の定期監査(後期)時に措置後の成果及び状況の回答を求める。

(1) 指導事項

指導事項	措置状況
ア　基本協定書第５条第３項において「前項の事業計画書に基づく業務の履行にあたり、設置者と指定管理者は、協議の上、施設の目的、機能等に応じた目標を定めるものとする。この場合において、目標は、年度協定書に別途定めるものとする。また、指定管理者は、目標の達成度を自己評価し、施設の管理運営の改善に反映できるよう管理するものとする。」と規定しているが、年度協定書の作成及び目標の設定がされていないことを認めた。設置者及び指定管理者は基本協定書を遵守し、協議の上、年度協定書を作成するとともに施設の目的、機能等に応じた目標を設定すること。また、指定管理者は、目標の達成度を自己評価し、施設の管理運営の改善に反映させるよう努めること。	ア　基本協定書第５条第３項の規定により、設置者と指定管理者との間で協議を行い、令和８年９月 24 日付けで「飯田市地域子育て支援拠点施設の管理運営に関する年度協定書」を締結いたしました。本年度協定書において開所日数や満足度目標等の具体的目標を設定し、指定管理者においては、これらの具体的目標の達成度について年度末に自己評価を実施し、基本協定書第 20 条及び第 21 条により事業報告書とともに市へ報告の上、次年度の管理運営の改善に反映させることとしました。 【こども課　特定非営利活動法人おしゃべりサラダ】

イ　基本協定書第８条第３項において「指定管理者は、設置者との協議を経て、利用料金の減免について定めるものとする。」と規定している。また、飯田市地域子育て支援拠点施設条例第 14　条第１項において「指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める率を利用料金の額に乗じて得た額を減免することができる。」と規定しているが、同項第３号で規定する公益上特別の理由があると認める場合の減免する率が定められていないことを認めた。設置者及び指定管理者は、基本協定書及び条例を遵守し、協議の上、公益上特別の理由があると認める場合の減免する率を定め、直ちにこれを公表するとともに、施設内において利用者の見やすい場所に掲示すること。	イ　飯田市地域子育て支援拠点施設条例第 14 条第１項第３号に規定する「公益上特別の理由があると認める場合」の減免率及び減免基準について、指定管理者から令和８年 10 月 15 日付けで申出書の提出を受け、10 月 19 日付けで承認しました。10 月 26 日までに施設内において利用者の見やすい場所に掲示を行うとともに、11 月上旬を目途に指定管理者ウェブサイトにて公表いたします。 【こども課　特定非営利活動法人おしゃべりサラダ】
ウ　基本協定書第 12 条第２項において「指定管理者は、業務の一部を第三者に委託又は委任することができる。ただし、指定管理者は、事前に書面により設置者の承諾を得た第三者に再委託させなければならない。」と規定しているが、浄化槽の点検、消防設備の点検等の委託業務について、事前に書面により設置者の承諾を得ていないことを認めた。指定管理者は基本協定書を遵守し、第三者に委託する業務について、事前に書面により設置者の承諾を得ること。	ウ　浄化槽保守点検及び消防設備点検に関する再委託承諾申出書を設置者に提出するため、現在委託事業者との協議を進めております。11 月末日を目途に設置者と書面を取り交わすよう進めてまいります。今後、業務の一部を再委託する場合は、必ず事前に書面により設置者の承諾を得る手続を徹底します。 【特定非営利活動法人おしゃべりサラダ】

(2) 検討要望事項

検討要望事項	措置状況
ア　基本協定書に基づき、地震、火災、不審者対応についての緊急時対応マニュアルが作成されていることを認めたが、熊の目撃情報が度々報告されていることを鑑みて、熊、猿等有害鳥獣の出没時対応マニュアルの作成を検討されたい。	ア　地域における有害鳥獣の出没状況を踏まえ、鳥獣対策マニュアル（案）を作成し、10 月 14 日の理事会において審議の上、鳥獣対策マニュアルを策定いたしました。さらに「熊撃退スプレー」及び「警報ブザー」を購入し、利用者受付のスタッフスペースに配備しました。今後は、マニュアルに基づき継続的な状況把握と安全管理に努めます。 【特定非営利活動法人おしゃべりサラダ】
イ　座光寺つどいの広場は、地域子育て支援拠点として、子育て親子の交流、子育てアドバイザーによる子育てに関する相談、情	イ　座光寺つどいの広場の活動内容や魅力を分かりやすく伝えるため、画像や動画等を効果的に取り入れた案内を作成する等して、広報紙やウ

報の提供、助言等が行われている。また、夏の熱中症対策として室内で安全に遊べるという利点もある。座光寺つどいの広場の活動内容、利点を分かりやすく広く周知するとともに、引き続き、様々な手法で情報発信し、利用者の増加につなげられたい。	ェブサイトに加え、公式インスタグラムや公式ＬＩＮＥ等のＳＮＳを活用した多角的な情報発信に引き続き努めます。 【特定非営利活動法人おしゃべりサラダ】

5　監査対象団体の概要

(1) 設立

ア　設立年月日　平成 28 年３月１日

イ　設立の目的

子どもと子育て家庭及び地域社会に対して、共に学び、支え育ちあうことを目指した事業を行い、地域のつながりの中で、親子が健やかに生き生きと生活でき、それぞれが認め合い、共存・循環し続ける子育て環境づくり、まちづくりに寄与することを目的とする。

ウ　特定非営利活動の内容

(ｱ) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(ｲ) 社会教育の推進を図る活動
(ｳ) まちづくりの推進を図る活動
(ｴ) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
(ｵ) 男女共同参画社会の形成の推進を図る活動
(ｶ) 子どもの健全育成を図る活動
(ｷ) 上記に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(2) 組織の概要（令和８年６月現在）

役員　代表理事１人
副代表理事１人
理事３人
監事１人

地域子育て支援拠点事業従事者 14 人

集団託児事業従事者 20 人（うち６人は地域子育て支援拠点事業従事者）

(3) 補助金の交付

ア　補助金の名称　飯田市地域子育て支援拠点事業補助金

イ　補助金の目的

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、親子の安全な居場所、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として地域の子育て支援拠点を運営し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行い、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的とした地域子育て支援拠点事業を行う事業者の活動を支援し、地域の子育て支援機能の充実を図る。

ウ　補助金交付の根拠

地域子育て支援拠点事業は、児童福祉法第６条の３第６項に「乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。」と定められており、子ども・子育て支援法第 59 条第９号に掲げる「地域子ども・子育て支援事業」として、同法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育

て支援事業計画」に位置付けて推進するもの。

こども家庭庁の「地域子育て支援拠点事業実施要綱」において、「市町村が認めた者へ委託等を行うことができる」としており、飯田市補助金等交付規則により補助金を交付している。

エ　補助金の交付状況

年度	補助金額（円）
令和５年度	6,100,000
令和６年度	7,113,000
令和７年度	7,278,000
令和８年度（予定）	7,349,000

(4) 指定管理

ア　特定非営利活動法人おしゃべりサラダは、飯田市地域子育て支援拠点施設条例第４条の規定により座光寺つどいの広場の指定管理団体として、飯田市地域子育て支援拠点施設の管理運営に関する基本協定書に基づいて管理運営を行っている。現在の協定期間は令和６年４月１日から令和 11 年３月 31 日までの５年間である。

イ　指定管理料の状況

飯田市から特定非営利活動法人おしゃべりサラダに対して指定管理料は支払われていない。

(5) 座光寺つどいの広場の管理に係る収支決算

【収入】　（単位　円）

項目	内容	令和５年度	令和６年度	令和７年度
市補助金	飯田市から	6,100,000	7,113,000	7,278,000
料金収入	利用料金等	0	0	0
雑　　入	材料費、決算利息	3118	5,767	4,029
合計		6,103,118	7,118,767	7,282,029

【支出】

項目	内容	令和５年度	令和６年度	令和７年度
人件費他	人件費	4,580,139	4,879,544	5,298,132
	事務費	92,900	111,000	118,920
	旅費	0	0	0
	委託費	20,900	20,900	20,900
	修繕費	8,140	0	74,800
	講師謝礼	142,953	151,068	127,090
	研修費	1,650	0	20,000
	管理費	126,115	28,380	31,020
	計	4,972,797	5,190,892	5,690,862
光熱水費	上下水道代	17,975	20,724	20,724
	電気代	249,351	289,077	250,254
	燃料費	68,158	101,234	131,488
	計	335,484	411,035	402,466

通信運搬費	電話料	101,765	103,034	101,033
	その他	0	0	0
	計	101,765	103,034	101,033
消耗品費	消耗品・備品	582,109	1,302,768	961,895
	その他	0	0	0
	計	582,109	1,302,768	961,895
保険料	ひろば保険	42,400	42,400	60,200
	計	42,400	42,400	60,200
会　費	全国つどいの広場連絡協議会	8,000	8,000	9,000
	計	8,000	8,000	9,000
手数料	浄化槽法定検査手数料	5,000	5,000	5,000
	合併浄化槽管理一式	49,500	49,500	49,500
	その他（振込手数料）	1,303	3,063	2,073
	計	55,803	57,563	56,573
その他	雑費	4,760	3,075	0
	計	4,760	3,075	0
合計		6,103,118	7,118,767	7,282,029

(6) 事業内容

ア　地域子育て支援拠点事業

(ｱ)「子育てサロンおしゃべりサラダ」飯田市追手町

１日５時間週５日　年間 230 日以上

特徴的な内容　毎月１回「Baby&妊婦さん Day」

(ｲ)「座光寺つどいの広場」飯田市座光寺

１日６時間週５日　年間 230 日以上

特徴的な内容　毎月１回「おしゃべりビーンズ」多胎児を持つご家庭対象

(ｳ) 共通　子育て講習会、お楽しみ会及び訪問活動「てとて」

飯田市共生協働推進課「ライフデザインセミナーへの協力」

イ　集団託児事業

ウ　その他事業　飯田市公民館主催「妊婦さん向け講座」への協力など

(7) 事業の実施日及び実施時間

ア　令和５年度　平日（毎週）及び土曜日（年２回）午前９時 30 分から午後３時 30 分まで

イ　令和６年度　平日（毎週）及び土曜日（年２回）午前９時 30 分から午後３時 30 分まで

ウ　令和７年度　平日（毎週）及び土曜日（年２回）午前９時 30 分から午後３時 30 分まで

(8) 施設の概要

ア　名称　地域子育て支援拠点施設（座光寺つどいの広場）

イ　所在地　飯田市座光寺 1008 番地 1

ウ　構造　木造平屋建て　延べ床面積　298.89 ㎡　敷地面積　1,955.32 ㎡

(9) 施設の利用状況

年度	開所日	延べ利用人数（人）			利用家庭数（世帯）	相談延べ件数
		大人	子ども	計		
令和５	237	2,133	2,416	4,549	2,098	119
令和６	235	3,095	3,350	6,445	3,039	148
令和７	234	2,915	3,186	6,101	2,862	135